

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(公認会計士試験受験願書等受付業務)	
改善促進手続名	公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度は、オンライン申請時の添付書類の提出を極力不要とする新システムの方式を検討。 ・27年度末までに、オンライン申請時に添付書類の提出を極力不要とする等の措置を講ずるべくシステム対応及び関係府令の改正を実施する。 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度は、オンライン申請時に必要としている電子署名を省略する新システムの方式を検討。 ・新システムにおいてID・パスワード等による本人確認方法を導入する。これに伴い、27年度末までに関係府令の改正を実施する。 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の措置を講ずることに併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等においてオンライン申請に係る周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)。 ・加えて、オンライン申請に関するマニュアルを作成し、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等に掲載する(平成28年度上半期)。このため、マニュアル作成に着手する(平成27年度中)。 	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度は、申請事務を担う財務(支)局等の担当者と、新システムにおける事務手続案について意見交換を実施。 ・新システム対応に併せ、28年8月までにオンライン申請による受験申込の受付要領の整備や試験当日における試験実施要領の見直しを検討・実施する。 	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の措置を講ずるに当たり、ウェブサービスに知見を有する外部事業者のサービスを導入することにより、受験者等の利便性の向上や当局業務の効率化を図る(平成28年度末までに)。 	
4経済的インセンティブの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験の受験手数料については、公認会計士法第11条に「実費を勘案して政令で定める」旨規定されていることも踏まえつつ、経済的インセンティブの活用可能性について検討する(平成28年度末までに)。 	消費増税(10%)を踏まえ検討を行う。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の措置に併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等において周知啓発を行う(平成27年度下半期以降)ほか、日本公認会計士協会と連携し、同協会が主催する業務説明会(大学等における受験予定者向け)等において、オンライン申請について周知、PRを行う。 	
6その他		